

# 長泉町重層的支援体制整備事業の共通ルール

I

重層的支援体制整備事業とは、複雑化・複合化したケースを多分野と連携して支援を進めること。

II

多機関協働事業者へつなぐことで、重層的支援体制整備事業の利用が開始となる。

III

つなぐ場合、相談シートの作成は必須であり、必ず本人同意の確認を行う。  
※多機関協働事業者へつなぐこれまでの連携で対応する場合、シートの作成は任意。

IV

本人同意とは、本人の情報を関係機関へ提供すること及び関係機関から本人の情報を収集することに対する本人からの同意のこと。

V

本人同意ありなしに関わらずつなぐことは可能である。

VI

つないだとしても、対応の主体は、あくまでも各分野の包括的相談支援事業者（中核事業者）である

VII

本人同意ありのケースは、多機関協働事業者が主催者となり、関係機関の進捗状況等を確認しながら、支援を進めることとなる。

VIII

本人同意なしのケースは、福祉保険課重層担当者が支援会議を主催する（多機関協働事業者は、運営を協力）。

IX

支援の見通しがついた段階で、重層的支援体制整備事業の利用は一旦終了となる。終了後は、支援プランに基づき、支援関係機関の中から、主担当となる機関を設定し、支援を継続する。